學大科法學大國帝都京

第

●戦爭利得稅新案

)經濟的進化ト人口法則(二)

●經濟主義=就 危 險分散主義 (ブ原則 ゔ

●英吉利

ノ農政問題(三党)

享保年間 ノ米價調節三急

報

●獨逸帝國全體ニ旦ル半官企業組織新説

壮 法

學 學

瓜

● こんらーご教授逝

助

法 圳

雄 74

本多利明

ノ著書ニ就

ゔ

相續稅上家族制度

英國ノ戰費ト經濟 獨逸ノ植民的運動

1

回想

錄

經濟學認識論ノ若干問題三急

商ド

ŀ ጉ

戰後财政

漫

1

ノ關

係

生 法學 助 法學博士 敎 博士 泂 耳 舢

本 庄 紫 嗣 冶 郎 郎 市 雄

法學 法學博士 土ル 小 河 Ш

左右田喜 鄕 太 郎 胍

學博 博 郙 \pm \pm 授 士 山 神 米 涧 小 本 田 戶 田 Ш 戶 榮 美 庄 鄕 JE: 嗣 Æ. 溅

郞

雄 区 說

7

デ

ر 0

訨

固 適當

y

公

Ŧ -lz

知

ŀ

モ存續 7

テ、

3/ w

汉 ガ

濟

組

織

關

起

-)

يتراد

N

ヲ

N

所 n

デ 1

加 尙

何

闫 ル 半

私、

郦 Fi \mathbb{L}

邈

膱

於ケ

jν

諸多

報

告シ

y 各小

處ガ其等ノ

æ

掤

ኑ

的

<u>--</u> 7

規模 ナ 1 企 玆 業 = 於 7 ŀ ラ ŀ 力 別 ラ

我 戊

Þ

h

傾

Эĭ

大經濟 動

織 ۲ ク

Ŧ ナ ኑ

作

ァ

其缺

陷

袻

ャ

ヲ

Τ.

ラ

Jj" ッ

永引 -/-

分 組

jν

免

V

ガ最

近

手

シ

7 ッ ヲ

1

カン ヲ

N š 足

> ŀ シ

イ

ヲ

戰

溡

應

フ

ガ jν フ人 ウト

致

修補 固

訂

祉 入

4 w

フ VC

物 N

Ξ.

2

鮆 示 迎 利

∄

y

、既設經 雄 濟 問題 試験

ゔ

y

部

思

棋

家

牟

1 檖 フ 運 テ デ ヲ 7 w У タ ŀ 公盆 Æ 實 4 戦 視 國家全般 爭 弊害ヲ ガ゛ 關聯 近

利 盆 ラル 同

避

ゥ

利

ン

テ

賃

私 出 組 發 ヵ 同 織 私盆 之ニョ ァ 私營分子ヲモ交 モ追 リ官艦 ゥ ŀ 1

ノ

組

織

官半

主

ŀ

ス

出 來 第四號 六〇九

シラ、甚ダ遺憾ニ堪エナイ 唯ダ自ラ為ニ 完成 於テ現下 ノ餘地 、之二於ラ政治ノ腐敗、富豪者 更ニハ新聞雑誌ノ此等 民間少數資本家本位 既 タ胼デ 間 ŀ ノ域ニ達 __ 共 叉 >> ئة. スレ アル 切 戦 部 モ 9 バ足ル נֹל 7 加 ッ シ = タ 肵 工夫 何 ツ jν 此 0 處 Æ = 7 丽 公 ۴ モ之 = ル 日 公 +2 ス 紹 デ゛ , 本 共獨 ラ 1 力 介 フ ゔ レ ナ ス ッ 官業 班 ゾ 瓜 ッ キ 力 所 ラ 緬 ラ 7

Nienkampf, Die Reichs-Aktiengeseilschaft. (Berlin-Charlottenburg)

組織ガ問題トナリツツアルカヲモ知ルコトガ出有スル企業ニ特殊ノ官營組織又ハ半官半私經濟

ヲ覺醒スルノ一資料タランカト思フテ敢テ報告來、幾分ナリトモ此ノ不真面目ナル日本ノ朏會

スルコトトシタの

ハ左ノ通リデアル。 先ツ此會社ノ定欵ニ關スル法律案ノ主要ノ<u>點</u>

二會社ノ目的反案務 本會社へ公益上獨逸國民經濟ヲ管理「督ニ鏖シ、本法ニ特段ナル規定アルモノノ外、商法ノ適用ナ受ク「會社ノ地位」 本會社ハ公益株式會社トシテ帝國政府ノ監ノーノンス

ノトス。ハ私経済ノ遠理スル能ハズダハ滿足ニ處理セザルモノヲ營ムモ公ニシテ經濟ト直接交ハ間接ニ繭聯シタル企業ナルモ、國家交益ニシテ經濟ト直接交外間接ニ繭聯シタル企業ナルモ、國家交

スルヲ以テ目的トス。此目的ノ爲メ′特ニ國民經濟ニ必要又ハ有

コトチ得。 議二依ラズシテ本會社ノ指定種ノ業務又ハ營業方法チ禁止スル 誠限トス。但シ公益上必変ナル場合ニハ帝國宰相ハ監督會ノ決 が限トス。但シ公益上必変ナル場合ニハ帝國宰相ハ監督會ノ決

では、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)、1950年)

たいただくいただった。これで、これでは、「あった」になったで、大舎社ノ資本金、「本舎社ノ資本金八十億馬克トス。株式チンの機(會)、「の機)(自)のでは、「大会」のでは、「大会」のでは、「大会」のでは、

株式ハ一株百馬克五百萬株トス。大株式ハ一株毎三總會ニ於ケ分ツテ大株式及小株式トシ、大株式ハ一株百萬馬克五百株、小五會社ノ資本金 本會社ノ資本金ハ十億馬克トス。株式ヲ

其引受ケタル小株式ヲ私人ニ賣却スルコトヲ得。 ス。各邦ハ其引受ケタル大株式テ市町村又ハ其他ノ公共團體ニス。各邦ハ其引受ケタル大株式テ市町村又ハ其他ノ公共團體ニルモノトス。

(六會社ノ積立金及利益配當 利益金中ヨリ年や其五分ニ相ふノ義務チ頁フモノトス。 株主ハ平和克復後年や其株式金額ノ二十五分ノーツヽチ拂込クコトチ得。

株主ハ何時ニテモ銀行券ノ相當額ヲ提供シテ株式ノ質入ヲ解

(兼記上)(兼記上元ツ。積立金二ハ年四分ノ利子ヲ附ス。(兼記上)

強額ハ之テ精立金ト爲ス。 都が株式ノ呼 以八乃二至テ之チ止ム。八分以上二該當ス~キテ三分ノー、小株式ニ對シテ三分二ノ割合チ以テ配當シ、配當金シ、次ニ大株式ニ同率マテノ配當チ爲ス。其殘額ハ大株式ニ對シシ大三大株式ニ同率マテノ配當チ爲ノ四分マデノ配當チ爲

達セシム。 スニ足ラザル場合ニハ、積立金中ヨリ補足シテ其配富ヲ四分ニスニ足ラザル場合ニハ、積立金中ヨリ補足シテ其配富ヲ四分ノ配富ヲ爲

七曾沿ノ課税

本會社ニハ其財産又ハ所得ニツキ所得税黌

税ナ兎除スの 業税及其他ノ常國各邦及地方税ヲ免除ス。其株式ニハ印紙及租 水利部、 。 總務部ノ外ニ一農礦業部、 尚ホ石ノ法律案中ニハナイガ、説明 (五商業部、 會社ノ解散 一營ノ為メ分科ヲ列撃 三家屋及機械建造部、 本會社ノ解散ハ帝國法律ニョッテ之ナ行フ。 六勞力紹介及分配部等是レデア シテ 左 ノ如 · 四) 地 二道路 (ノ中ニ 橋梁鐵道 ノ諸工業 クシテ居

於テ

最適當ナル方法ニテ世話

jν

=1

トトスル

次ニ

ハ原料ノ

觖乏ヲ嘆ズル

モス

ノニハ之ヲ求メ

ヘザル人民

7

爲メノ救濟ニ就

キテモ、此會社

紒

材料ニモ使用ノ處ヲ與フル。而シテ勞力ニ堪言便シテ、勞力使用ノ處ヲ作リ、他方ニハ餘レ

ハゴ、假命之ヲ爲スモ不十分ナリト認メラルル必要有益ナルモ、國家又ハ民間私企業ノ爲シ能ル通リ、原則トシラハ無制限デアル。全體ノ爲メル通リ、原則トシラハ無制限デアル。全體ノ爲メデ其亊業ノ目的又ハ內容ハ右ノ法律案ニモア

用 位 不足ヲ調節 勞働者住屋、及其他私人ノ建築工事ニ資金 レ 田舎ト都會ト ルダケデハ、特ニ鐡道、治水、排 ケ セラルへキ處二之ヲ向ケ、而モ尚ホ勞力 ヲ ·分: 配・ 求 デ メ ハ之ヲ爲 シ、 テモ 其ノ之ナキ場合ニハ比較的 不適合ヲ救濟 ス。 知ラ 各箇ノ勞力ニツキ最適當ナル地 更ニ異企業ノ間 ルル 其事業ノ洪汎 通リデアルガ、 スル。異地方、特 ;水、道路、橋梁、 ナル ノ努力ノ過 有利二使 =7 先ッ勞 ኑ ラ供 例之

用スル事業ヲ中止スルノ外ナイガ、其ノ得ラル テ供給ヲ紹介 ク、中立國ョ ヲポメテ紹 ニョル代用品モ見出サレザル場合ニハ、之ヲ使 デハ、各企業 介スル。 り輸入スルコトモ出來ズ、科學ノ力 ハシ、製品ノ 原料 對 / 注文ヲ缺・ ニツキテハ内國ニモナ シ ラ其國家 ク Æ ニ對ス / ニ モ之

類如

(第四號

三五

六一.

度 ŀ = ŀ 從 ス ۲, 適當ナ را (位ヲ定メヲ之ヲ 供給 ス

jν ナ シ叉 介 jν テ 瀦 ス /私人 ŀ 事 料 ŀ 'n テ <u>=</u>. 7. ٠, = ۸, ŧ 八 全、戰 於 部、爭 代 止 此 ラ 1 ナ 思 用 會 ŧ y 7 **炊テ企業心ヲ起サナ・□買收シ、又ハ目下・** アル 、之が發明ヲ奨勵 Ŧ) / 爲メニ困却セル企業ニ干品發明ノ獎勵ニ力ヲ用ユル 誑 ズ ۴ر ه __ 於 此會社 自ラ製造シテ之ヲ テ į٤ ガ進 シ保護 ノ事 \mathcal{V} 1 デ ゕ゛ ナ / 之ヲ新設 情利 n シ、特 供 原 必 與**`** 0 料 ヺ <u>۔</u> ス ス 觖 ル 紹

7 1 吸 收 水 ŀ Æ 却 ١ -Е ナ 1 N 繑 ヲ = + Ŀ 0 N 逦 メ 事 セ シ ミ、賃付ヲ爲 1 定ノ 棐 開 ዹ ŀ 褟 來 紫 ıν 戰 が有塁ナ 後 聯 在 ŀ 問 關 シ、 ス 値 聯 Æ 1 更 ナ w ヲ シ 二、此 擔保 事 7 ラ = 初 **全**\ 龣 會社 Ť ŀ ν ラ シ n 勞 テ テ ル -6 ・未提集の 貸付 爲 力 ス 私 7

7

合出

來

ヌ。

戰

辟

稅

== 稅

高

*

其

上

私

利 加

ス

Įν ラ

種

1

祉

ヲ

租

7

輕易

ŀ

ス

ヲ

ヲ

遂行

ス

jν

=

租

=

依

IL

J

之ヲ 屬 ス ŀ 쥙 w = 此 カ Ť テ ス ラ 組 jν ラ 行) ク 叔 問 特段 蓬 邚 ス 增 ナ ズル ナ 發 w jv ŀ -É _ ∃ ŀ 此 シ \exists 1 ソ ラ カ 戦 ۸, 7 株式 將 帝 w 非 國 力 銀 ヲ ラ 行 手段 便 小 1 洎

一面モ公益事業トンテヤデ、、、、、クランメラ、宇宮宇私組織トスルコトン、 クランメラ、宇宮宇私組織トスルコトン、 クランメラ、宇宮宇私組織トスルコトン、 シ゛ 此 問 テゝ 受 組 區特 人 ξ モ公益事業トシテ適當ニ國家公共團體ガ 、私業ノ公益無視ヲ = 接 癓 7 分 懷 jν 任: jν シ = _ テ 7 3 力 **_** 3 肥 ŀ ス 爽 ŀ ŋ . テ直 所 z ヲ P ッ 得 出 jν 來 接 =1 jν 他方 業 ゕ゙ Þ Ի __ ハ 國家自 ゥ æ がが Ħ y 郞 此專業 其 לל, Æ ナ 家公 Æ ロラ又ハ 其 برار ŀ レバ陥ル弊害ヲ避ルコトニ在ル。之 層多 c 八共團 二十與 方 利 ŀ • 此 盆 **ス**、 (公共團 大 會 八私 力i ルリ 其 チ テ 杫 Ŧ **V** O 人 テ 人民 jν 通 1 ۸, ノ有 邦收 利 役 利 ダ 亦 "。 之 盆 煎, ۸۰

大支モ思ト 與唯 Ŧ 証的ノモノカ歴道、 大ナ・ラバ、純シク大・アイ。 均シク大・アー、 均シク大・アー、 単純ナルリー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・同時ニ斯カル・歴色・同時ニ斯カル・歴色・同時ニ斯カル・歴色・同時ニ斯カル・歴色・同時ニ斯カル・歴色・同時ニ斯カル・歴色・ 主唱 齎 ナ 1 フー此 ヲ ニク・モ グラシ之こ ァ jν ノ組 ۸, -T-コテルションに 此 7 國 織 × ラ ムル jν ラ 斯ナハルカキ、ノ O 的 V n ラヌ。 必要ガアル シ ルコ シ カ **_** 有, ハ ラ 、 弊、壓、小者令ノンアンル・イイ私害、迫、ナ、ラ日利公ツ、恐、ファ企 モ ŀ 出 ۲ 來 ŀ ラル 古が、ストーンでは、アンガンのでは、アンガンのでは、アンガンのでは、アンガンのでは、カンガンのでは、カンガンのでは、カンガンのでは、カンガンのでは、アンがでは、アンがでは、 テ ナルガ、 ŀ 少いで追大ヲ進モリハクンヨンハス勢害歩差、ト 居 ナ 會此 上 ガ 简 カ jν ア、之ニ競爭」が、然シ平 / ラウ カ 三或最 從` 道タシ 0 0 來` シ イ案 圄